

富田林市奨学金返還支援助成金交付要綱をここに公布する。

令和7年3月31日

富田林市長 吉村 善美

富田林市奨学金返還支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学等を卒業した若者年代を対象に、貸与を受けている奨学金の返還金相当の助成を契機として、本市への移住・定住を促すとともに、市内への就業を促進し、地域の中小企業等の担い手確保につなげるため、富田林市奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26条）第83条に規定する大学、同法第99条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る。）又は同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金若しくは第二種奨学金又は大阪府が貸与する母子・父子・寡婦福祉資金のうち、修業資金及び修学資金をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、支店、事業所その他これに類するものをいう。
- (4) 中小企業 本市内に事業所等を有する事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる事業者を除いたもの
 - ア 国又は地方公共団体が出資している事業者
 - イ 系列内の大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）が資本の2分の1以上を出資し、又は役員を派遣する等、実質的に大企業によって経営されていると市長が認める事業者

(対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 大学等に進学し、在学している期間に前条第1項第2号に規定する奨学金の貸与を受けており、延滞なく返還を行っていること。
- (2) 助成金の交付申請を行う年度の末日において35歳未満であり、かつ、

本助成金の交付決定を受けた回数が10回未満であること。

- (3) 交付申請を行う年の10月1日時点（以下「基準日」という。）において住民登録があり、かつ、基準日以後6か月以上定住する意思があること。なお、助成金の交付決定を既に受けている者が、次年度に継続の交付申請（以下「継続交付申請」という。）を行う場合は、交付決定を受けてから継続交付申請を行うまで、継続して本市に住民登録があること。
- (4) 中小企業に正規雇用（雇用期間の定めがなく常勤する者をいう。以下同じ。）されており、かつ、基準日において、6か月以上（基準日を含む。）継続して本市内の事業所等において従事していること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又はこれらの者を含む団体であるときは、助成金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成金の申請を行う前年度の10月から申請年度の9月までの期間に返還した奨学金の返還月額合計額（過去に延滞していた割賦金の返還並びに返還期日が到来していない割賦金の当該期日を繰り上げて行った返還及び当該期日前行った返還を除く。以下「返還奨学金」という。）と10万円を比較し、少ない方を上限として交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定による助成金の額の算定にあたっては、前項で規定した期間において、奨学金の返還に係る他の制度により受けた助成金等の額を返還奨学金から控除するものとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を希望する助成対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに富田林市奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続交付申請の場合については、第1号、第2号及び第4号の書類の提出は要しない。

- (1) 大学等を卒業又は修了したことを証するもの
- (2) 奨学金の貸与を証明するもの
- (3) 対象期間における奨学金の返還額を証明するもの
- (4) 住民登録を証明するもの
- (5) 就労状況がわかるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(交付決定及び請求)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、富田林市奨学金返還支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、予算の範囲内で、交付すべき助成金の額を決定する。交付決定については、1人につき1年度当たり1回とする。

3 第1項の通知を受けた申請者は、富田林市奨学金返還支援助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査の上、申請者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条第1項の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽による申請を行ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る助成金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。